Press Release

報道機関　各位

好きを、編む。
那須塩原市

【令和８(2026)年11月20日】

電子投票の実施に向けた議案の上程について

令和９(2027)年春の統一地方選に向けて、本市において電子投票を実施するための議案を12月定例会議に上程します。条例案が成立した場合、栃木県内の市で初めて、電子投票を導入する団体になります。

〇議案の内容

⑴　電子投票条例案

・「那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」を制定するため、条例案を上程します。

⑵　補正予算案

・電子投票実施に係る業務を委託するため、債務負担行為として37,092,000円の補正予算案を上程します。

〇電子投票の対象となる選挙

・那須塩原市議会議員選挙

・那須塩原市長選挙（令和９(2027)年４月25日執行予定）

※国政選挙（衆議院議員選挙、参議院議員選挙）は、公職選挙法により電子投票ができません。

※県政選挙（栃木県議会議員選挙、栃木県知事選挙）は、栃木県条例の制定により、電子投票ができるようになります。現時点では、県条例の制定時期は未定ですが、県選管と連携して電子投票の周知に努めてまいります。

〇電子投票実施業務を委託する事業者の選定

・公募型プロポーザル方式により、委託事業者を選びます。

・プロポーザルの実施要領等は、11月下旬に市ＨＰで公開する予定です。

・おおむね、来年１月中旬までに事業者を決定し、実施に向けた準備を進めます。

〇有権者への周知方法

・広報なすしおばら、市公式ＳＮＳなどを活用します。

・実際の電子投票機器を操作してもらう体験会や、出前講座も実施する予定です。

・実際の投票期間は、機器の操作を説明する職員を配置します。

・投票方法の変更に不安を感じる方に対して、丁寧にお知らせしてまいります。

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局　選挙係
TEL：０２８７−６２−７１８３